

5-1 課税状況

(1) 本年分の課税状況

区 分		相続人の数	金 額
		人	千円
取得財産価額		20,952	1,901,801,335
債務控除額		9,247	197,400,350
加算贈与財産価額		1,528	5,061,028
課税価額		※実 20,952	※ 1,709,452,743
相続税額	算出税額	20,620	318,016,430
	2割加算額	681	817,685
	計	実 20,620	※ 318,834,115
税額控除	贈与税	728	660,756
	配偶者	3,796	92,586,212
	未成年者	303	83,248
	障害者	283	309,227
	相次相続	820	2,377,787
	外国税額	—	—
	計	実 5,640	※ 96,017,229
差引税額		実 17,953	222,816,865
納税猶与額		1,069	32,006,327
納付税額		※実 17,709	※ 190,810,538
災害減免法による免除税額		—	—
遺産に係る基礎控除額		6,872	598,460,000

調査対象等：平成13年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成14年10月31日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

用語の説明：1 **加算贈与財産価額**とは、相続又は遺贈による財産を取得した者が相続開始前3年以内に被相続人から贈与を受けた財産の価額のこと、この受贈財産価額は、相続税の課税価格に加算することになっている。

2 **2割加算額**とは、相続又は遺贈により財産を取得した者が被相続人の一親等の血族及び配偶者以外の者がある場合、その者の相続税額に加算されるその相続税額の20%に相当する金額である。

3 **相次相続控除**とは、同一相続財産について、10年以内に2回以上相続が課せられる場合に、前回の相続税について課せられた税額の一定割合相当額を、後の相続の際に控除することである。

(注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。

2 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 加算税

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重加算税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
	人	千円	人	千円	人	千円
本年分	80	73,251	113	12,298	1	3,584
過年分	2,473	548,858	328	81,042	276	559,627
合計	2,553	622,109	441	93,339	277	563,211